

非常災害対策について

「水防法等の一部改正する法律」が平成29年5月19日に公布され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、「甲府市水防計画」「甲府市地域防災計画」に定められた浸水想定・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。さらに、令和3年7月15日における「土砂災害防止法」の改正では、浸水想定・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、その避難訓練の結果を市町村長へ報告することが義務づけられました。

また、甲府市では、全国各地で水害が頻発・激甚化した昨今の状況を踏まえ、「甲府市洪水ハザードマップ」を公表しております。令和3年3月に山梨県より新たな対象河川として、貢川と鎌田川が追加されたことから、その2河川を追加した市内を流れる1.0河川が同時に決壊した場合を想定した洪水浸水想定区域図に基づく「甲府市洪水ハザードマップ」の改訂作業を進めております。6月公表予定で、ホームページ上に暫定版を掲載しております。

つきましては、「甲府市防災情報WEB」又は「甲府市洪水ハザードマップ」を参照され、各事業所が浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置しているかを確認の上、該当する場合には安全な避難経路や避難場所、不測の事態における適切な避難行動を想定した避難確保計画の作成と点検、避難訓練を実施してください。

社会福祉施設等は、自力で避難が困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するために、水害や土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要がありますので万全の対応をお願いいたします。

(1) 【甲府市防災情報WEB】

⇒ 甲府市ホームページ>おすすめサイト>甲府市防災情報WEB>
体感ハザードマップ>マップ（洪水・土砂災害等）>調べる
(住所地等)

【防災情報に関する問い合わせ先：甲府市防災企画課 電話 055-237-5331】

(2) 【甲府市洪水ハザードマップ】

⇒ 甲府市ホームページ>防災・防犯>ハザードマップ>甲府市洪水
ハザードマップ

(3) 【避難確保計画の作成について】

⇒ 甲府市ホームページ>防災・防犯>防災>風水害対策>避難確保
計画>要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省ホームページ）

(別サイトへリンク)

※避難確保計画の作成の手引きや避難確保計画のひな型等が掲載されていますのでご活用ください。

(4) 【社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引】

⇒ WAM NET山梨県センター>掲示板>県からのお知らせ>
介護保険施設等における非常災害対策について>社会福祉施設等
における非常災害対策計画の策定の手引について>「社会福祉施設等
における非常災害対策計画の策定の手引」「非常災害対策計画（策定例）」

(5) 【要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集】

⇒ <内閣府防災情報のページ>をご参照ください。

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

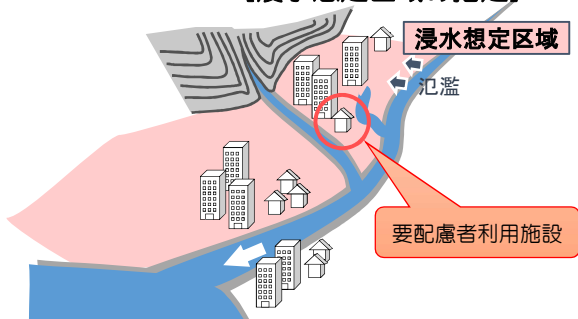
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

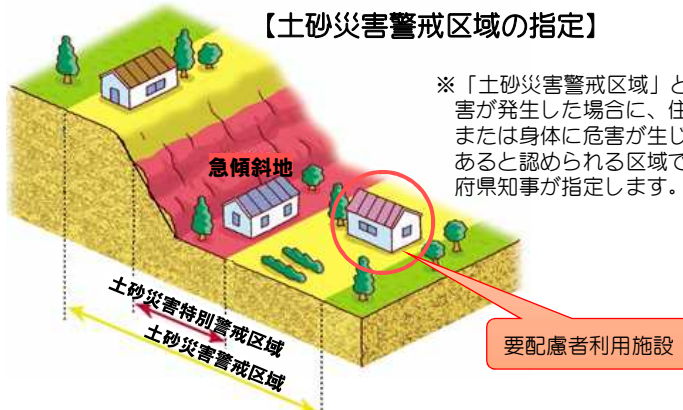
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらするなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>